公害・環境
日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース
2014.6 No. 57

CONTENTS

日弁連公害対策・環境保全委員会発足45周年記念シンポジウム「災害復興と持続可能性～防潮堤問題から考える～」開催報告… 1
第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会の青森現地調査報告 … 3
長崎県に対し石木ダム事業の中止を求めていきます … 5
天草・路木ダム訴訟でダムの違法性を認定… 6
御津虎倉産廃処理施設建設差止訴訟の控訴審判決の紹介…… 7
水俣病被害者互助会訴訟の熊本地方裁判所判決の紹介…… 7
国道2号線道路公害差止訴訟の控訴審判決の紹介… 8
リニア新幹線問題PTの発足 …… 8

日弁連公害対策・環境保全委員会発足45周年記念シンポジウム「災害復興と持続可能性～防潮堤問題から考える～」開催報告

第二東京弁護士会　日置　雅晴

日弁連公害対策・環境保全委員会は５月10日、仙台弁護士会館において上記シンポジウムを開催しました。この企画は震災復興が進む中で、津波対策としての防潮堤の在り方を巡る議論が世間で関心を持たれており、単に防災だけではなく海岸の環境や公共事業の在り方など、これまで委員会が取り組んできた問題とも密接に関連する問題であることから、仙台弁護士会及び東北弁護士会連合会の共催、日弁連災害復興支援委員会の協力を得て被災地・仙台で開催されました。

当日は、鶴見聡志会員（仙台弁護士会）から震災以降現在に至るまでの防潮堤を巡る動きと議論の報告、これを踏まえた問題提起を受けた後、出演者から概要次のような報告を受けました。

■清野聡子氏（九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授）

国際的には生態系を生かした総合的な防災対策という考え方が提唱されているが、日本では様々な分野が縦割りで統合されていない。しかし海岸法改正により合意形成のための協議会の導入が可能になった。

■室崎益輝氏（神戸大学名誉教授）

自立、安全、変革が復興の基本目標である。北但馬地震の後、景観を考慮して、あえて木造の温泉地を復興した城崎温泉の事例がある。減災の考え方として目標は自分たちで決めるべきであること、対策の総合化が必要なこと、技術の過信や自然との乖離を反省すべきことが重要である。

■長峯純一氏（関西学院大学総合政策学部教授）

防潮堤を巡る合意形成に関して、防潮堤を先に決めるべきではなく、あるべき町を先に決めてそのために必要な防潮堤を考えるべきであり、現場ではこれまでまちづくりの議論が置き去りにされてきた。

■久保田裕氏（宮城県土木部次長（技術担当））

県の行ってきた防潮堤政策について、人命を守るために一定の高さが必要であるが、気仙沼市では可動式を採用して、高さを抑えた堤防案を出している。

■菅原茂氏（気仙沼市長）

市では基本理念として、自然と調和する都市構造と市民生活を提唱し、目標として、持続発展可能な産業の再構築、丁寧な住民合意形成と緑化と盛り土による見かけの堤防高の緩和等を掲げて合意形成に努めてきた。

休憩後には地元の声を代表して三浦友幸氏（気仙沼市防潮堤を勉強する会発起人）から、「大谷地区は砂浜が美しい海岸で、それをなくすような防潮堤に対しては地域全員が反対で一致し、それ以外の要素について話し合いを続けている。地域の文化や景観・環境や利用・サスティナビリティを考慮していかないと、地域が残っていかなくなる。」との報告がありました。また、瀧上明会員（岩手弁護士会）からは、釜石市における経験から、防潮堤の高さについての住民合意ありとされた地域の『合意』の実態と、かさ上げしないこととしたいくつかの地区の実例が報告され、「最初にもう少し時間をかけ

て合意を形成すべきだったのではないか。」との問題提起がなされました。

その後、前記報告者及び幸田雅治会員をパネリストとして、小島延夫会員、西島和会員の司会でパネルディスカッションが行われました。

ここでは、防潮堤と環境保全の関係、防災の観点、合意形成の在り方などを巡る議論がなされました。

■環境保全について

環境保全に関しては、久保田氏による県の環境配慮の事例の報告を受け、清野氏から、古い考え方による設備を今の時点で再検討なく復旧させることの問題点、スポットでしか環境を配慮できない点が指摘された後、今後は地元の住民は計画に参加するだけではなくパートナーとして海岸管理に加わることが不可欠であることが指摘されました。幸田会員からは、景観や風景は地域のアイデンティティ、産業や生活の基礎であり、復興のエネルギーであるため、それが著しく変貌して失われる場合、復興への力が削がれるという指摘がなされました。

菅原氏からは、気仙沼市では海の見える風景もほとんどの市民が大切にしており、防潮堤の与える影響にもとても関心を持っているとの意見がありました。

■防災について

防災に関しては幸田会員から、日弁連の考え方が紹介された後、ハードとソフトの両面あいまっての防災・減災対策であること、設備を過信することの危険性が指摘されるとともに、宮城県知事の合意形成に関する発言に対する批判がなされました。

久保田氏からは県の対策として、宮城では年に1.5回程度津波警報が出ていることを踏まえてのソフト的対応が紹介されました。防潮堤の高さにもう少し柔軟な対応ができないのかという質問には、警報が出ても全員は避難しないため、第一義的にはハード対応が必要となるという意見がありました。

室崎氏からはハードとソフトの関係について、しっかりしたハードが必要であるものの、それだけでは柔軟な対応ができないためソフトで補うことが必要であり、さらにしっかりしたヒューマンウエアが重要で、そのためには自然を知るべきだとの意見がありました。

菅原氏からは、危険区域の設定と避難の関係について考え方が混乱しているとの点や、避難道路については、浸水区域外での整備が制度的に難しい面が指摘されました。

清野氏からは防災と生活・環境を分けて統合的に考えるべきこと、設備なども全国一律ではなく地域的な個別性を取り込んでいくことの重要性、法律横断的な仕組みが必要なことが指摘されました。

■合意形成について

合意形成に関しては幸田会員から、合意形成の認識が重要である点が改めて指摘され、日弁連が提唱する災害復興基本法で被災者が主体となるべきことが提唱されていること、プロセスを共有すること、情報開示、複数案の提示によるオープンな議論などが大切であること、防潮堤の高さがどこかで決まっていて、それを前提としてまちづくりを進めるというのはおかしい、という指摘がなされました。

長峯氏は、「気仙沼市では市民も、ものすごく防潮堤について勉強した。しかしまずはまちづくりとして、どうやって町を再考していくかを反映する場がなかったのが残念である。防潮堤に使われる予算でほかにどんな案があるのかというところから、議論ができるべきであった。」との意見が出されました。

室崎氏からは、「合意形成とは、みんなが納得できる案を作り出すことである。違った意見を乗り越え、お互いに理解し合うことが必要なのである。行政と住民の信頼関係がないと合意形成はできない、みんな賢くならなくてはいけない。」との意見があり、また、菅原氏からは、「合意形成をするという意気込みで臨むことが必要である、期限を延ばしてでも合意形成をするのが大切である。復興できてない人にはまちづくりを考える余裕がない人も多い。」との意見がありました。最後に久保田氏からは、「防潮堤とまちづくりは一体と考えている。地域特性については地域にゆだねるのが一番だが、法制度などもあり、直ちにそうもできないところもあるので議論してほしい。」との意見がありました。

県とそれ以外の参加者の認識には、依然として大きな開きはあるものの、県の担当者がこのようなシンポジウムに参加して、議論に加わったことは、遅まきながら、いまだ合意形成に至っていない地域における新たな合意形成に向けた可能性を感じることができました。

なお、当日の参加者は250名を超え、会場は超満員の盛況でした。

シンポジウム会場の様子

第57回人権擁護大会シンポジウム第１分科会実行委員会の青森現地調査報告

福井弁護士会　笠原　一浩

はじめに

本年10月２日から３日まで、北海道函館市にて、第57回日弁連人権擁護大会が開かれます。

昨年の広島での人権擁護大会では、福島第一原発事故の被害救済・健康被害防止・脱原発をテーマとしたシンポジウムが開かれましたが、本年の函館大会ではこれに続き、昨年は必ずしも十分に議論されませんでした、①原発訴訟と司法審査、②使用済核燃料の再処理の中止と高レベル放射性廃棄物の処理問題、③脱原発後の地域経済の再建、をテーマとしたシンポジウム（＝第１分科会）を開催します。

同シンポジウム実行委員会では、本年４月３日から４日まで、開催地・函館の対岸にあり、高レベル廃棄物の保管施設を抱える六ヶ所村をはじめ、フルMOX燃料の使用（ウランとプルトニウムの混合燃料（MOX燃料）を全ての燃料として使用すること）の使用が計画されている大間原発（建設中）、同じく建設中の東通原発など、多くの原子力・核燃料サイクル施設を抱え、地域経済がこれらの施設への依存を強めている青森県東部の調査に行ってきました。

（４月３日）

第１　大間原発

まず、函館からフェリーで対岸の大間に向かい、大間漁港から、建設中の大間原発を視察しました。長年反対運動を続けてきた元町議会議員の佐藤亮一さんらから、付近がかつては良質な昆布の繁殖地だったことや、建設の準備工事が始まった後に激減した等の説明をいただきました。大間マグロの名が全国的に知られているように、大間は、日本屈指のマグロ産地ですが、原発の運転がもし始まれば、原発から排出される温排水等で、更に漁業への影響が懸念されます。水産加工業や観光業が産業の中心となっている対岸の函館市が、今回提訴に踏み切った所以の一つです。

また、同原発は大間町の市街地から比較的近くにあり、工事現場の至近距離から民家が多くあることにも驚かされました。

第２　東通原発

大間原発は下北半島の北西端にありますが、同半島の中南部・東通村でも、東通原発が建設されていました。しかし、東日本大震災の影響で工事が中断し、2012年12月14日、原子力規制委員会の調査団が、東通原発の敷地内にある破砕帯が活断層かどうか調査したところ、活断層であるとの見解でほぼ一致しました。常識的に考えれば、建設は断念されるべきところといえます。

一方、南隣りの六ヶ所村は次に述べるとおり、核燃施設によって多額のお金が流れ込みました。東通村は極めて豊かな自然に恵まれていますが、過疎地で人口減少が進んでいます。東通原発を止めるために何が必要か、引き続く六ヶ所村調査で、改めて考えさせられました。

第３　六ヶ所村

六ヶ所村役場では村の概要について以下の要旨のとおり説明を受け、地域の経済が原子力に依存せざるを得なくなっている実態に、委員らは強い衝撃を受けました。

1　人口

1970年：12,000人弱、1990年：10,000人、2000年：12,000人弱、2010年：11,000人

男女比：1990年まで女性がやや多かったが、1990年から2000年にかけて男性が増加した。

就労人口：1975年：１次70％、２次８％、３次21％、
2010年：１次14％、２次39％、３次47％

これらの変化（特に1990年～2000年）は、1990年に始まった原子核燃サイクル施設の工事の影響である。

2　財政状況

1984年：歳入46億円のうち、村税は18億円である。1992年以降、原子燃料サイクルが稼働し、村税が増え、1996年には地方交付税不交付団体となった。財政力指数は1.591で県内１位。

3　雇用、関連企業

日本原燃社員約2500人（県内出身者約1200人）、関連企業社員約2900人（県内出身者約2500人）

4　電源三法交付金

電源三法により、電力会社に、発電施設等に応じて課せられる税金が、電源立地の「振興」等に用いられ、六ヶ所村において、同法に基づいて交付された。金額は、ここ２、30年で四百数十億円である。村の年間歳入は100億円に満たない。

5　核燃サイクルについて関係機関への要望、決議

六カ所村では、2011年９月８日から2013年10月２日まで約11本の意見書を出しており、その多くが、原子力政策・核燃サイクル政策の堅持を求めるものである。

6　エネルギー基本計画

国策としての原子力推進に対し、国の一員として協力した。ただし、閣議決定となっていないのでコメントは控える。

7　福島第一原発事故後の安全性対策や新規制基準

新基準は福島第一原発事故の教訓を踏まえて作成されたもので、安全性についてこれまでより厳しい要求がなされるようになったと認識しているが、村としては、万が一の事故に備え、原子力防災に対する備えを継続して実施する必要があると考えている。

（４月４日）

第４　地域原子力規制統括調査官

翌４日は地域原子力規制統括調査官（原子力規制庁）から、以下の事項についてヒアリングを行いました。

1　東通事務所及び六ヶ所事務所の設置目的・時期・構成員・職員の構成経歴
2　規制事務所の活動
3　大陸棚外活断層の構造調査の進捗状況
4　東通発電所敷地内の活断層調査
5　六ヶ所再処理工場の変更許可申請について、適合性審査期間の有無、進捗状況、具体的な審査体制、審査において特に重点を置いている点
6　防災訓練

7　事故時、オフサイトセンターが有効に機能するか
8　地域住民や国民に対する情報発信

第５　住民との懇談

次に、地元住民との懇談を行いました。参加団体は以下のとおりです。

①花とハーブの里（代表・菊川慶子さん）
②青森県農業者政治連盟（委員長・鳴海清彦さん）
③青森県保険医協会（会長・大竹進さん。県内の1300人の医師・歯科医師が参加。）
④原水爆禁止青森県民会議（代表・今村修さん。1942年生まれ。）
⑤核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会（代表・澤口進さん）
⑥青森県平和推進労働組合会議（議長・江良實さん）

他に、「核燃料サイクル施設立地反対連絡会議」と「核燃・だまっちゃおれん津軽の会」から文書で回答いただきました。また、人権擁護大会シンポジウム第１分科会実行委員会の浅石紘爾副委員長（青森県弁護士会）は、核燃サイクル阻止１万人訴訟原告団の代表でもあります。以下、寄せられた主な意見について紹介します。

1　核燃料サイクルに対する反対理由
・命と相いれない。
・私はずっと農業をしてきたが、福島第一原発事故では多くの人が農業をできなくなった。
・嘘とごまかし、人権を無視することが行われた。核燃について、住民アンケートでは、反対が多数だったが、国・電事連はその意見を押し潰して進んでいった。画策工作を続けていた。近隣関係がめちゃくちゃに破壊された。核燃サイクルも、当初国が説明したものは、低レベルの放射性廃棄物、ウラン濃縮工場、再処理工場だったが、今、一番大きいものは、高レベルの放射性廃棄物である。将来像がどうなるか再三質問したが、説明がないまま進んだ。このようなやり方で全国の原子力施設、核燃施設を作ってきた。

2　反対理由は３.11後変わったか
・より切実に変えなければ、と思った。
・農家が「原発さえなければ」と書いて自殺したことが特に印象に残った。こんな事故は二度と起こしてはならない。
・福島原発事故後、汚染水問題を見ても、国・事業者に当事者能力がないことは明らかであり、今も汚染水が垂れ流されている。医療者の団体として、人の健康、特に子どもの健康を大切にしないといけないと考えている。
・チェルノブイリのような事故が日本でも起きるとは想像もしなかった。しかも、福島の事故が起きて、県の原子力行政が変わることもなかった。それにもまして、原子力行政をもっと進めようとして、核燃サイクルを進めよと国に迫ったのは本当に驚くべき悲しいことである。

3　複数の核燃サイクルがあることへの不安
・不安感、福島事故を経て、より変えなければという思いが強くなった。
・大間のマグロは日本一のマグロとして名高い。こんなところになんで原発を作るのか。

4　国や事業者への意見
・放射能汚染は切実である。経済優先ということを考えないで、原発以外のことを考えなければ地球は生きていけない。
・今すぐにでもやめてほしいし、廃止してほしい。
・東電の汚染水情報等、嘘の情報がたくさん流れてくる。嘘はもうやめなければならない。

5　住民の意思への配慮・尊重はされているか
・意思を尊重するということは全くない。なにかあると説明会はあるが、意見は全く取り入れられず進んでいる。
・議会で通ればそれで進めていく、というのが理不尽だと感じている。住民投票・国民投票など、もっと住民の意思を反映させる手続きを取るべきだ。
・子どもたちの意見をどう考えるかが、大事ではないか。特に子どもたちの医療では、子どもたちの意思を尊重することが当たり前になっている。原発問題でも、子どもの人権を尊重する姿勢が一番重要である。また、障がいのある人が避難所の中で大変だった。障がいのある人や認知症の人の避難の在り方、意見を尊重することが大事である。

6　意思決定のため情報を得られているか、意思決定から排除されていないか
・県民に配布される広報では、「人体に影響はない」。実際にどうなのか、モニタリングの値と県の広報する値では異なる。信ぴょう性はどんなものかと感じている。
・公開質問状を出しているが、すれ違いではっきりした答えが出ていない。

7　反対運動の概要・規模、また３.11の前後で変化があったか
・１年後の2012年３月10日、11日に青森市で集会を行った。様々な団体・個人が集まってイベントが開かれており、そこから実行委員会を結成して青森で一つの運動を作ったことが大きい。その他にも毎週のように集会をしている。これからも原発・核燃がなくなるまで続けたい。

8　提訴したことがあるか、またその経験を踏まえた司法制度の問題点は何か
・１万人運動に参加したことがある。日本の司法制度までは考えていないが、裁判所には、同じ訴訟なのに裁判官によってなぜ判決が違うのか非常に疑問を感じている。客観的な事実の積み上げで判断するのではないか。理解できない部分がある。

9　推進派住民との対立解消に向けた課題
・商工会は推進派であり、いつまでたっても平行線と分かったが、話し合ううちに感情的な対立はなくなっていった。
・（推進派の）青年会議所と話をしているが、代えがたいのは命の大切さである。命に代えられるものはない。

おわりに

人権擁護大会シンポジウム第１分科会実行委員会では、この他、本年５月下旬に、ドイツやオーストリアに、原発裁判や再生可能エネルギーによる地域再生などの調査に行く予定です。

これらの調査結果は、10月２日のシンポジウムでも紹介される予定です。函館人権擁護大会へ、多くの方々の参加をお待ちしております。

長崎県に対し石木ダム事業の中止を求めていきます

東京弁護士会　西島　和

2013年12月19日、日弁連は「長崎県が計画中の石木（いしき）ダム事業は、治水・利水の必要性に乏しく、環境影響について適切な配慮がなされていない上、住民との覚書による合意に反するもので、そのまま事業を継続することは容認できないものであるから、中止すべきである」とする「石木ダム事業の中止を求める意見書」を公表し、長崎県へ提出しました。

1　ダム検証有識者会議による異例の要請

「計画ができてから延々時間を要して、進んでいない。平成28年完成というが、実現性はあるのか」「地権者（土地所有者など）の協力の見通しはどうなのか」。ダム事業検証にかかわる国の有識者会議における審議の際、鈴木雅一委員はこのように述べ、石木ダムは事業継続の要件をみたさないのではないかと指摘しました。有識者会議は、事業継続は妥当としたものの、「事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」との異例の要請を付しました。当委員会はこれに着目し、「地域の方々の理解」が得られる見通しはあるのか、現地を視察することにしました。

2　予定地・川原（こうばる）視察とヒアリング

2013年２月、当委員会の委員と長崎県弁護士会の環境委員が、ダム予定地の川原（こうばる）地区を視察しました。川原の風景は、石木川の流れる山あいに棚田が折り重なって続く、のどかで美しい風景です。川原公民館に、地権者13世帯の人たちが集まってくれました。地権者らは口々に、先祖から受け継いできた農地、ふるさとへの愛着と、長崎県や利水事業者である佐世保市に対する不信を語られ、「これ以上いじめないでほしい」「早くダム（建設に脅かされる生活）から解放してほしい」と訴えられました。その中で、県と地元住民が「地元の同意なくダム建設をすすめない」という「覚書」を交わしていたことがわかりました。地権者らの不信感は、県がこの覚書を守らないということも影響しているようでした。

同年７月には、ダムによって水害防止の恩恵を受けるとされる川棚川下流住民の聞き取りをしましたが、聞き取りをした範囲では、「ダムがなければ水害が防止できない」と考える住民はいませんでした。また、長崎県・佐世保市水道局にもヒアリングを行いましたが、ダムが必要であることの十分な根拠は示されませんでした。

3　意見書の内容

意見書では、ダムの目的とされている①佐世保市の水道用水の確保（利水）、②川棚川の氾濫による水害の防止（治水）、について、(i)予測される人口減少や、節水型機器の普及等で生活様式が変化したことにより、利水の必要性は乏しくなっていること等、(ii)川棚川流域の水害防止という目的を達成する方法として石木ダム建設は適切でないこと等を指摘し、さらに、ダム建設による環境影響への適切な配慮がなされていないことを指摘しました。

また、長崎県は、1972年、予定地の地質調査をするために「県が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて地元３部落と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする」という内容の覚書を地元住民とかわしています。意見書では、長崎県が「同意」を得ないままダム建設へ向けた手続を進めることは契約違反にあたり、地権者らに有形無形の苦痛を与えるもので、行政への信頼性を損なうこと等を指摘しました。

4　意見書実現へ向けて

長崎県は、地元13世帯の家や土地をとりあげる「収用」に必要な「事業認定」を2013年９月に得ています。今年３月にはダムの付け替え道路建設のための入札を実施しました。ダム建設が強行されようとしています。

2014年４月21日の朝には、中村法道（なかむら・ほうどう）長崎県知事が突然、川原地区の地権者13世帯を戸別訪問しました。予告なしの訪問に地権者らは「ダムは絶対に造らせない」「死んでも立ち退かない」などと反発し、地元の報道機関は「県は地権者との交渉を続ける一方、着々と関連工事の準備を進めていて、両者の溝はいっそう深まっています」（KTNテレビ長崎）などと県の行為を批判的に報じました。中村知事は、報道機関の取材に「（地権者の）ご理解を得たい」と話しましたが、ダムが必要だとする根拠を示さず、契約に違反して権力的な「収用」の手続を進める相手から「ご理解を」といわれて理解できる人がいるでしょうか。

長崎県が必要性の乏しいダムを中止し、川原の人たちが平穏な生活を取り戻され、川原の豊かな自然環境がまもられるよう、意見書の実現を求めていきます。

天草・路木ダム訴訟でダムの違法性を認定

熊本県弁護士会　加藤　修

2014年２月28日、熊本地方裁判所（片山昭人裁判長）は路木ダム訴訟判決において、路木ダムの違法性を認めて判決確定後の支出を差止めました。この裁判は、2009年に天草の住民29名が路木ダム建設の公金の返還と差止を求めて起こした住民訴訟です。路木ダムは治水、利水の多目的ダムとして計画されました。

裁判は当初本人訴訟として出発しましたが、途中から札幌の市川守弘弁護士が受任し、その後熊本の小林法子弁護士及び当職が加わりました。

判決は、まず、被告の主張する路木集落の過去の洪水被害については「（証拠に照らすと）昭和57年７月及び平成18年豪雨の際において、路木川の堤防決壊や路木集落における家屋の浸水被害は発生しなかったことが優に認められるというべきである」として「県知事には最も重大な考慮要素の１つについて重大な事実誤認があったというべきである」とし、「本件計画は重要な事実の基礎を欠くものであり裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して違法である」としました。

また、破堤想定については「本件破堤想定は、本件マニュアル及び本件国交省回答に反するものであって、合理性の欠如が明らかであるというべきである」、「本件計画規模を前提としても、本件破堤は発生しえないのである」、「本件治水安全度の確保のために、洪水調整施設として路木ダムを建設する必要性は認められない」としました。

さらに、費用便益比については、仮に破堤が起こったとしても「床上浸水とされている家屋11棟はすべて床下浸水となり、適用される被害率が大幅に小さいものになる」、「費用便益比は、原告らの算出によれば、0.91をさらに下回ることになると考えられる」としました。

そして、判決は結論として「本件整備計画等の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとなっていると言うべきでありしたがって、本件整備計画等は県知事の裁量権の範囲を逸脱し又は、これを濫用したものとして違法であると言わざるを得ないのである」と結論しています。

県は、住民の意見を全く聞かずに工事を進め、路木ダムはほぼ完成してしまいました。県知事への賠償請求は、故意過失が認められないという理由で棄却され、利水の必要性については認められてしまいましたが、ダムの違法性をはっきり認めた判決として、大いに評価できるものです。

違法なダムを推し進めた結果、貴重な自然を破壊して公金を浪費した熊本県の責任は免れるものではありません。全国を飛び回っている市川弁護士によれば、「この路木地区は、四万十川より清い川、宮崎の綾の落葉樹林より貴重な自然が残っている」とのことです。また、路木川が流れ込む羊角湾のダメージも大きなものがあります。この自然を破壊することは、県民の貴重な財産を破壊することです。

この判決は、真正面からダムの違法性を認めた点で画期的なものであり、必要性のないダムとして争っている全国の仲間たちを励ますものです。

県はこの判決を不服として控訴しました。私達も付帯控訴して、更に県知事の責任と利水の違法性を求めて闘い続ける決意です。

原告団での判決報告集会の様子

御津虎倉産廃処理施設建設差止訴訟の控訴審判決の紹介

岡山弁護士会　大本　崇

本件は、岡山市北区御津虎倉に計画されている産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場、焼却施設等）の建設を巡り、地元の住民が業者を相手に建設差止請求訴訟を行い、控訴審である広島高等裁判所岡山支部において、2013年12月26日、差止請求が認容された判決です。本件処理施設を巡り、差止請求訴訟の他、建設禁止の仮処分（却下）、設置許可処分取消訴訟（控訴審も棄却、現在上告及び上告受理申立中）も行っています。また、現在、本件判決に対して、業者は上告及び上告受理申立を行っています。

地元住民は、建設計画を知り反対運動を始めましたが、2009年10月20日、岡山市は産廃処理施設の設置を許可したため、弁護団が結成され、仮処分申立、続いて訴訟となりました。

建設予定地である笹目谷は、豊富な水が湧き出る水源地であり、下流域には農作物が栽培され、また、周辺住民の水道水を供給する簡易水道の取水井があります。産廃処理施設の建設により、住民の人格権が侵害されるとして、差止請求を行いました。

訴訟における争点は、遮水シート破損の危険性を始めとする管理型最終処分場の危険性、焼却施設の危険性の他、業者の他の処分場の管理状況等にまで及びました。産廃処理施設を巡る訴訟においては、専門的知見に基づく主張が不可欠であり、多くの専門家の方々の協力のおかげで、いくつもの意見書を提出することができました。

争点の一つに、浸出液調整池の容量不足がありました。いわゆる全都掃の計画・設計要領は、従前、浸出液調整池の容量の設定にあたり、最大年間降水量を記録した年の降水データを用いるとしていましたが、改訂を行い、その年のデータだけでなく、最大月間降水量を記録した月を含む年の降水データをも考慮する必要があると変更しました。このような観点から過去の降水量（近隣の観測点）を見た場合、本件の浸出液調整池の計画容量では、容量が不足する危険があることは明らかでした。

本件判決は、容量不足を認め、「世界の平均地上気温等の上昇により、今後、大雨が発生する頻度及び雨量の増加が予測されているところ、集中豪雨等において、本件施設における浸出液調整池の容量不足のために、浸出液調整池から漏出した有害物質を含む浸出液が本件処分場から大野川や宇甘川に漏出する蓋然性が高」いとして、差止を認めました。

水俣病被害者互助会訴訟の熊本地方裁判所判決の紹介

第二東京弁護士会　山口　紀洋

水俣病患者団体「水俣病被害者互助会」の会員９名が、熊本地方裁判所に、被告を国、熊本県、チッソ株式会社として、国家賠償を請求した事件です。原告の１人は、途中で水俣病行政不服審査会で水俣病裁決を受けたため、取下げました。６年半の審理の末、本年３月31日に判決が言渡されましたので紹介します。原告らの出生は1948年から1960年までで、チッソ水俣工場のメチル水銀廃水が最も濃厚であった時期です。提訴の意義は、原告が初期の劇症型の患者さんの子供にあたる第二世代で、多種の病状と悲惨な被害を主張するものでした。原告の１人は歩行も出来ぬ重篤な胎児性水俣病患者で、他の８人は四肢に感覚障害の外に強度の頭痛、知能・情緒障害、高次脳機能障害、易労症、構音障害など複雑なものです。原告らは行政認定申請をしましたが、棄却されるなど認定審査が患者否定の制度になっているので、あくまでも水俣病の認容を求めて提訴したのです。

判決は、原告の内の３人のみ、①水俣病が発生する程度の高度のメチル水銀曝露があった、②水俣病を示唆する症候が認められる、③その症候は他の疾患に起因するものとは考えられない、として水俣病を認容し、胎児性患者には介護費用、逸失利益、後遺症慰謝料の合計約１億5000万円、その内損益相殺と原告の一部請求で１億500万円の支払いを、他の２人の原告は過去の慰謝料のみの一部請求で、600万円、400万円を認めました（一部請求は、裁判で水俣病が認められた後、チッソに協定書規定の全損害を請求するため）。その他の争点では、疫学は患者個人には適用できない、国と県の食品衛生法の1957年３月時点での不行使には責任はない、チッソの時効の援用は他の水俣患者に対しての補償を実施しているから権利濫用である、また、除斥は原告の現症状発生からは20年は経過していないとされました。

しかしながら、他の原告５人は、①高度の曝露歴がない、②症状の存在に疑問があり、存在するとしてもメチル水銀起因とは認められない、として請求を棄却されました。同判決は、曝露の地域集積性や患者の多発性が特徴である公害事件を、あたかも医療過誤事件の如く審理し、過去58年間、被告側が地域住民の健康調査を拒否して来たリスクを、全て原告側に転嫁するものです。昨年の水俣病患者溝口さん・Ｆさん行政事件の最高裁判所判決が、「水俣病概念は一つである」として、水俣病事件の元凶である52年判断条件を実質的に否定した判示にも違反しているので、全員控訴しました。

国道2号線道路公害差止訴訟控訴審判決の紹介

広島弁護士会　山田　延廣

1　控訴審判決

2014年１月29日、国道２号線道路公害差止訴訟の控訴審判決がなされました。この判決は、事業差止め及び供用差止め請求は棄却しましたが、①一審判決で棄却された沿線に勤務している通勤者（営業主も含む）にも損害賠償を認め、また、②騒音につき、㋐昼間屋外値Leq65db（等価騒音65デシベル）または㋑夜間屋内値Leq40dbを超える者らに対して、損害賠償が認められたもので、道路公害訴訟において前進した判決であると評価しています。

2　本事件の概要

本件は、住民らの反対により一旦中止していた国道２号線西広島バイパスの高架道路の延伸（4.2㎞）計画が再開されたため、騒音、排気ガス、振動等によって健康や暮らしに大きな影響を受けていた広島市西区庚午から中区平野町を中心とする沿線の居住者、自営業者または勤務者ら151名が2002年８月、事業者である国と広島市を相手取り、人格権または環境権を侵害されたとして、延伸工事、及び道路の供用差止め、並びに、騒音・粉じん等の公害に対する損害賠償請求を広島地裁に求めて提訴した訴訟です。

3　一審判決と評価

一審で広島地方裁判所は、2010年５月20日、原告らが求めている差止め請求は認めなかったものの、①夜間屋内騒音値が45dbを超える者ら、②昼間屋外騒音値が65dbを超える者ら、または本件道路の１列目に居住する者らは受忍限度を超える被害を受けているとして、損害賠償を認める判決を下しました。

この一審判決は、㋐騒音による睡眠・会話妨害による道路公害（生活妨害）の重大性を考慮し、㋑現行の騒音基準よりも低い値であっても受忍限度を超え違法であることを認め、㋒三大都市圏以外に地方都市でも受忍限度以上の道路公害が存在していることを知らしめ、また、㋓延伸工事も約２㎞延伸しただけで事実上中止させるという、大きな意義を有しました。ただし、この一審判決は、差止請求及び勤務者等は受忍限度を超える被害を受けていないとして請求を棄却したため、原告・被告双方が控訴していました。

4　控訴審の判決評価

控訴審では、受忍限度の基準と健康被害の有無が重要な争点となったことから、住民側は、WHOガイドラインの改定や欧州夜間騒音ガイドラインが規定されたこと等を根拠にして、騒音による睡眠妨害が健康被害の一つであることを強く主張しました。

控訴審判決は、冒頭に記載したとおり、夜間騒音の受忍限度を45dbから40dbに５db下げ、通勤している営業者や従業員らにも被害を認め、これらは画期的な内容であると考えます。

ただ、この判決内容は、基本的には国道43号線最高裁判所判決（1995年７月７日）が認めた賠償･差止基準に沿っており、この基準に上乗せして認容したものです。このように、公害訴訟は、先人が闘って勝ち得てくれた成果を土台にし、闘うことにより、更なる成果を上げ、次なる闘いにつなげていくものであることがよく理解できます。住民らは、高架差止めを求めて上告しているので、今後とも支援をお願いします。

リニア新幹線問題PTの発足

山梨県弁護士会　長倉　智弘

JR東海のリニア中央新幹線計画がいよいよ具体的なものになって来ました。本年10月の着工を目指すJR東海は、本年４月23日、環境影響評価書を国土交通省に提出しました。

このリニア新幹線については「夢のプロジェクト」ともてはやされる一方、環境への影響や安全性、コスト面などから、様々な懸念が指摘されております。

リニア新幹線の消費電力量は在来新幹線の数倍と言われ、それを賄うための発電で大量の温室効果ガスが発生します。また、リニア新幹線は磁力によって浮上して走行するので、強い電磁波が発生するおそれがあります。また、南アルプス（赤石山脈）をトンネルで貫くことなどで、自然環境に様々な悪影響を与えることが懸念されます。

そして、何よりもの問題は、公共交通にとって安全性が根幹にもかかわらず、その安全性が保障されているかということと、大惨事に至らない事故でも乗客を無事救出できるかということです。

このように、様々な懸念が指摘されているにもかかわらず、JR東海のしている環境影響評価は、極めて不十分なものだといわれております。

こうした状況を踏まえて、日弁連公害対策・環境保全委員会は、リニア新幹線問題PT（プロジェクトチーム）を発足させ、JR東海のリニア中央新幹線計画の抱える課題に関して調査・研究に取り組むこととなりました。